平成２３年（フ）第４３０号
大阪府河内長野市北青葉台19番25号
債務者　大喜多三重子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―1006号
債務者　川坂　暁美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
堺市東区引野町２丁59番地18
債務者　城内　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
堺市西区津久野町２丁38番７号　ＳＶ－５津久野１－Ｄ
債務者　竹谷奈津子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
堺市堺区五月町２番27―402号
債務者　柏木　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
北海道砂川市東１条南６丁目１番６―13号
債務者　笹沼　鉄男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
神奈川県平塚市上平塚５番14―104号
債務者　養父　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５０号
神奈川県平塚市岡崎599－１　アミニティ湘南Ｄ号101号、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬１丁目５番40―205号
債務者　結城功一郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５１号
神奈川県平塚市岡崎599－１　アミニティ湘南Ｄ号101号、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬１丁目５番40―205号
債務者　結城　敏美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９０号
神奈川県秦野市西田原247番地
債務者　小林惠美子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０７号
神奈川県平塚市御殿３丁目26番41号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
新潟県新発田市御幸町２丁目10番７号
債務者　渡邊　誠一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４４号
岐阜県美濃加茂市本郷町１丁目１番15号
債務者　永田　博文
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１９２号
愛知県稲沢市松下２丁目14番５号　松下倶楽部Ｂ104
債務者　風岡　邦彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０３号
愛知県一宮市小信中島字郷東８番地　グランレイム小信中島202号
債務者　黒木いづみ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１８号
愛知県一宮市野口１丁目20番21―301号　サンハウス一宮
債務者　木下　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９５号
香川県高松市木太町3420番地18
債務者　福田　淳子（旧姓陶山）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係